事務局ニュース08-NO.06 2009. 1. 16 埼玉県学童保育連絡協議会
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町４－１００５
TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572
http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Ｅメール gakudoust@yahoo.co.jp
【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

岡島敦子副知事と懇談しました

予算要望に「少しずつでもやらせていただきたい」
大規模学童保育「子どもが安心していられる場所にならない」

■ 報 告 事 項 [redacted]

（１）埼玉県庁・少子政策課の動き

1．岡島副知事と懇談。知事への陳情署名を届けました

12月24日、来年度県予算の知事査定を前に改めて要望を届けるために、岡島敦子副知事と面会しました。会長以下8名が出席。この日までに寄せられた知事への陳情署名14,307筆を届けました。次の４点について要請しました。

①障害児学童保育の国における制度化について県から支援を　②大規模学童保育の分割・新設のために施設整備費の予算化を　③ハッピースマイル問題を受けて指定管理者制度問題について県から市町村へ通知を　④障害児受け入れ促進のために補助改善を

副知事は、ご自身が学童保育に子どもを預け、クラブの会長も引き受け、行政に要望したことを語ってくださいました。

要望に対しては、「それぞれ大切だと思います。ただ、予算ということになると、税収が落ち込むなどして、どこまで出来るかということはある。政府の二次補正に予定されている『安心子ども基金』についても今の段階では明言できないが、やれることはやらせていただきたい」「ご要望について、すぐに全部できるということは困難だが、少しずつでもやらせていただきたい」と述べました。

また、大規模問題について、ご自身がＮＨＫで観た感想を「想像しがたい」「子どもが安心していられる場所にならない」と語っていました。

2．県議会一般質問で学童保育がとりあげられました

福祉部長「引き続き大規模クラブの解消に努める」と答弁

昨年９月29日、渋谷実氏（自民党、川越市選出）が放課後児童クラブの大規模問題の解消をとりあげました。

石田義明福祉部長は、「放課後児童クラブが大規模になると、施設が狭隘となり、指導員の目が児童一人一人まで行き届かなくなるなど、児童が楽しく安全に過ごすための環境が確保できなくなることが懸念されます。国は、子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、放課後児童クラブを適正な規模とするための取組を各自治体に促しております。そして、定員が71人以上の大規模クラブに対する運営費補助を、平成21年度限りで廃止する方針を打ち出しております。県では従来から、小学校の空き教室等を活用して放課後児童クラブを整備する場合の施設整備に助成してまいりました。平成20年度は、より多くの児童クラブの整備が行われるとの見通しのもと、昨年度の２倍以上の整備費予算を確保したところです。また、大規模クラブがある市町村に対しては、児童館や公民館などの公的施設を活用して児童クラブを整備するなど、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じるよう、強くお願いをしているところです。さらに、本年６月に、国に対して、大規模クラブを分割するために行う施設整備に対する特例制度の創設などを要望しました。県としては、今後もこれらの取組を通じて、引き続き大規模クラブの解消に努めてまいります」と回答しました。

3．県次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会が開催されました

12月２日に第１回会議が開催されました。県連協として事務局次長・森川が委嘱を受けています。

①県内の団体、研究者、公募委員など25人で構成。委員長は汐見俊幸氏（白梅学園大学学長）を選任　②テーマ毎で３つの分科会を設けて後期計画の策定作業を進め、12月には策定　③１～２月に県内4地区８回に分けて「県民公聴会」を開催。地域で次世代育成支援に携わっている団体及び個人を対象に各回に５組程度を呼ぶ形で行う　などを決めました。

県連協としては、協議会委員の立場から、また団体として要望を届ける活動を進めていきます。

4．第２回県放課後子ども教室推進委員会が開催されました　11月28日

委員会資料として、放課後子ども教室実施状況が紹介されました。

07年度＝20市町139カ所、08年＝31市町226カ所、09年度＝39市町270カ所（※さいたま市、川越市を除く）と少しずつ開催地・開催校区が広がっているようです。しかし、ウィークデイ毎日開催している教室は増えていません。

（２）国・厚生労働省等の動き

1．障害児学童保育（障害児放課後活動事業）の制度化を求める国会請願が採択されました

国会に掛かっていた『障害のある子どもの放課後活動事業の制度化を求める請願』が、12月24日、衆参両院の厚生労働委員会及び本会議で採択されました。衆参両院のＨＰによると、衆議院は与野党５会派26人、参議院も与野党４会派15人が紹介議員となっています。

採択結果は国会から内閣に送付され、それに対して内閣として政府から返答が届く（半年に１度）とのことです。「政府としても制度化の作業を進める」というものになるのではと想像されます。障害児学童保育の制度化にとって大きな意味のあるできごとです。署名へのご協力、ありがとうございました。

2．2009（平成21）年度政府予算案が発表されました

12月22日、政府の来年度予算案が発表されました。学童保育予算は、総額234億円で47億円増となっています。詳しくは別紙の通りです（**※別紙７**ページ）。

厚生労働省は、「『放課後子どもプラン』の着実な推進」と併せて「『新待機児童ゼロ作戦』や『５つの安心プラン』をふまえ」たと説明していますが、10年後を対象児童３倍化を図る趣旨から、第２次補正予算に計上された**「安心子ども基金」**も活用して箇所数増を図ろうというものです。全国連協によると、補助単価については、施設整備の「創設費」（※埼玉県は予算化していない）を増額する以外は基本的に変わらないそうです。

厚生労働省が１月８日に開催した全国児童福祉主管課長会議において「安心子ども基金」について説明がされました（**※別紙８**ページ）が、これを受けて１月中に県として市町村の担当課会議を開催します。基金等の詳しい内容は追ってお伝えします。

3．文部科学省の「放課後子ども教室」は今年度比23億円減額

4．社会保障審議会少子化対策特別部会「第１次報告案」出される

学童保育を質量共に拡充する方向性を明記

12月９日の第20回部会に厚生労働省が「第１次報告案」を提示しました。委員から出された意見を反映した「修正案」を12月16日の第21回同部会に出しました。

部会の論議の中心は保育所制度についてですが、厚生労働省は、市町村に保育実施義務を基本として現行制度を改変し、利用者と保育所との「公的契約」を中心としたしくみを考えています。一方、学童保育については、質量共に拡充する方向性が明記されています（**※別紙９～10**ページ）。

全国連協によると、同部会は、「第１次報告」を出して今年度は終了し、2009年度に新たに特別部会をスタートさせ、新たな保育制度の具体化と併せて、学童保育（放課後児童クラブ）の制度のあり方の検討が行わるとのことです。

5．社会保障審議会障害者部会「部会報告書」まとめる

同部会は12月16日、「障害者自立支援法施行後３年の見直しについて」と題する部会報告をまとめました。

その中には、学齢期の障害児の放課後支援について「放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施すべき」と明記されました。これは、７月に出された「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」の指摘を受けたものです。

（３）全国学童保育連絡協議会の動き

1．政府予算案発表を前に省庁交渉、政党等へ要請行動　11月25日

2．「一人ひとりの声」をまとめました

埼玉県内でもとりくんだ「一人ひとりの声」は全国で約12,000人分が集まりました。それらから約400人の声を選んで冊子として作成しました（Ａ４判130ページで600円）。

（４）埼玉県学童保育連絡協議会のとりくみ

1．ハッピースマイル問題について見解を発表（※別紙11～12ページ）

2．第９回労働問題基礎講座を開催　11月28日　於さいたま市産業文化センター

垣内国光氏（明星大学人文学部教授）に「保育の質・専門性・労働条件の関連を考える」と題してお話ししていただきました。

参加者は24市町151人（※昨年度＝174人）でした。

3．第８回集中講座・障害児の生活づくり１日目を開催

12月14日　於埼玉県県民活動総合センター　参加者は176人（※昨年度＝163人）でした。

①「発達を学ぶ／障害児の理解を深める／障害児受け入れの際のポイント」【講師】茂木俊彦氏（桜美林大学教授）

②「障害児を含めた生活づくりをどう進めるか」【講師】橋本晶子氏（坂戸市あおぞらクラブ指導員

③「障害児学童保育の生活づくりをどう進めるか」【講師】久保美樹氏（さいたま市風の子クラブ元保護者）

4．第３回代表委員会を開催　12月20日　於さいたま市産業文化センター

出席　８市16人（※昨年度＝９市21人）

①地域報告　09年度予算、次世代育成支援後期行動計画、大規模分割へのとりくみ、その他「指定管理者制度」等

②報告と質疑　県議会「障害児学童保育の制度化を求める意見書提出に関する」請願のとりくみをめぐる問題について

③提案と討議　県連協財政問題と関わって、『日本の学童ほいく』誌特別還元金と助け合い基金について

県連協からお知らせ・お願い　（^0^）

1．「討議資料」を活用して大規模問題のとりくみを強めましょう

先にお送りした討議資料「大規模問題の解決をめざして～分割・新設による適正規模の実現を」をご活用ください。県連協のホームページにも掲載していますのでご活用下さい。

2．次世代後期行動計画策定に当たって私たちの意見・要望を届けましょう

市町村では「次世代育成支援対策後期行動計画」づくりが始まっています。地域連協や学童保育で当該市町村の策定委員に指名されたところはもちろん、そうでない地域も、学童保育施策の改善をはたらきかけていく１つの機会です。

①「埼玉県次世代育成支援対策後期行動計画」策定に当たって意見を届けて下さい

以下の日程で「県民公聴会」が開催されます（いずれも14:00～16:15）。傍聴して意見・要望を届けましょう。傍聴の案内は県庁ホームページに後日、掲載されます。

■１月27日（火）　於熊谷市男女共同参画推進センター　■２月９日（月）　於埼玉県男女共同参画推進センター　■２月16日（月）於所沢市市民文化センター　■２月19日（木）於春日部市商工振興センター

②県連協主催で「次世代育成支援対策後期行動計画へのとりくみの交流会議」を開催します

地域（県も含めて）の策定協議会の動きやそれぞれの地域のとりくみを交流したり、私たちの要望を次世代後期行動計画に活かしていくためのとりくみをどう進めていくかを学び合う趣旨から、会議を開催することにしました。

第１回は以下の通りです。

□日時　１月24日（土）　18:30開場　19:00

□場所　さいたま市桜木公民館　和室

（シーノ大宮センタープラザ６Ｆ）

3．第４回県連協代表委員会のお知らせ

□日時　２月21日（土）18:00開場　18:30開会　　□場所　さいたま市桜木公民館　調理実習室

□議題　①大規模問題の解消に向けたとりくみの交流　②『日本の学童ほいく』誌の普及・促進　③その他

□お願い　①新年度の『学童ほいく』誌の普及方針をお持ち寄り下さい　②大規模問題をめぐる市町村の動きをつかんで来てください。

4．『日本の学童ほいく』誌　定着・普及キャンペーンを行います

全国学童保育連絡協議会の機関誌『日本の学童ほいく』は、県下の多くの学童保育で購読されています。昨年度に引き続き、新学期を前に同誌の定着・普及キャンペーンを行います。地域連協・学童保育に『ほいく』誌の購読のとりくみをお願いします。

２月ないし３月の地域連協・学童保育の会議で『ほいく』誌の定着・普及を議題にして下さい。**事務局が説明とお願いにうかがいますので、ご連絡下さい。**

5．『日本の学童ほいく』誌モニター登録のお願い

すべての学童保育から最低１名、「日本の学童ほいく」モニターに登録しましょう！

『日本の学童ほいく』誌をより内容ある、みんなに喜ばれるものにするために、定期的に感想・意見を編集部（全国学童保育連絡協議会）へ通信していただくモニターを募集します。

だれでもモニターになれますが、特にこんな方には是非、お願いしたいと思います。

□現役の保護者・指導員　大歓迎です！　　□地域で『ほいく』誌普及の中心となっている方

□『ほいく』誌の集金や配本を担当している方　　□本誌を広めていただける方

【お願いに当たって】

①任期は2009年４月号～2010年３月号まで　②『ほいく』誌は、各自で購読して下さい

③通信１回につき300円の金券を送りします。通信を「読者のひろば」に掲載した際は、別途５００円の図書券を送ります　④募集期間　第１次〆切＝２月末（現役保護者・指導員）第２次＝５月末（新１年生の保護者）

6．県連協の当面する行事

□実践交流会プレ学習会②「実践レポート公開模擬討論」１月21日（水）於さいたま市産業文化センター

□次世代育成支援対策後期行動計画へのとりくみの交流会議　１月24日（土）　於桜木公民館

□第８回障害児集中講座・２日目　２月15日（日）　於埼玉県県民活動総合センター

□第４回代表委員会　２月21日（土）　於桜木公民館

□第30回県実践交流会　３月1日（日）　於嵐山・国立女性教育会館

□第９回新人研修会　３月22日（日）　於埼玉県県民活動総合センター

□指導員が息長く働き続けるために必要なことを探る～2008年度指導員の労働条件に関する研究交流会（仮称）　３月22日（日）　於埼玉県県民活動総合センター

□県連協第37回定期総会　６月６日（土）　於さいたま共済会館

□第37回研究集会　６月７日（日）　於埼玉県立大学

学童保育関係の2009年度政府予算(案)

総額234億円で47億円増、施設整備費は「安心こども基金」でも

2008年12月22日　全国学童保育連絡協議会

2008年12月20日、学童保育関係の来年度予算案が発表されました。学童保育については、「放課後子どもプラン」の着実な推進に加えて、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」をふまえたものになっています。

放課後児童健全育成事業

●総額	234億5300万円		(前年比47億5900万円増)
●運営費補助	176億2200万円		(前年比14億9000万円増)
対象数	2万4153か所分		(前年比4153か所増)
●施設整備費	56億6800万円		(前年比33億400万円増)
対象数	創設費	394か所	(補助単価を2112万4000円に増額)
	改修費等	5268か所	(補助単価は前年と同額)

・2008年8月に発表された概算要求額と比べると、43億9700万円削られています。削られたのはほとんどが施設整備費です。削られた理由は、政府が第二次補正予算案で計上している「安心こども基金」(1000億円)を学童保育の設置促進にも使えるようにしているためです。
(「安心こども基金」の詳しい内容はまだ明らかになっていません)

・運営費の補助対象か所数は、概算要求では2万3600か所でしたが、さらに553か所が上乗せされています。これも、「安心こども基金」により整備か所数が増えることを見込んだためです。運営費の補助単価は1月末頃に示されます。

・施設整備費の創設費(学童保育専用施設として整備)の補助単価は、前年度1250万円でしたが、862万4000円増額されています。改修費の700万円、備品費の100万円は変わりません。

文部科学省の「放課後子ども教室」事業は今年度比23億円減額

文部科学省の「放課後子ども教室」事業の2009年度の予算案は、54億6800万円(1万5000か所分)となりました。前年比約23億円減、概算要求額よりも約14億円少ない額となっています。

全国児童福祉主管課長会議資料より(2008年1月8日)

安心こども基金(仮称)の概要

(平成20年度第2次補正予算案)
100,000百万円
(厚労省:95,867百万円、文科省:4,133百万円)

1. 趣　旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名		概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業	・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業	・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。(認定こども園整備事業、認定こども園事業費)
家庭的保育改修等事業		・家庭的保育(保育ママ)事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。(家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修)
保育の質の向上のための研修事業等		・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

(1) 配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

(2) 都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

【資料】社会保障審議会少子化対策特別部会　2008年12月16日提出資料　「第一次報告案」

２　放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

○放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。一方で、全小学校区のうち、約３割が未実施となっている。こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つとして位置づけるべきであるが、現状については、関係者の意見を踏まえると、以下のような点が課題となっている。

①保育と同様に、女性の就業率の高まりに応じて必要となる大きな潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうしていくか、検討の必要がある。

②放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づげられており、その実施状況には地域格差が見られ、利用保障が弱い。そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。このように、同じ両立支援系のサービスである保育とは大きく異なった法制度上の位置づげとなっているが、新たな制度体系において、法制度上の位置づげの強化について、どのような対応策が考えられるか、検討の必要がある。

③対象年齢について、現行制度は小学校３年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている現状があり、制度の対象年齢についてどう考えるか、検討の必要がある。

④質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示し、また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。放課後児童クラブの質の確保について、新たな制度体系において、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか、検討の必要がある。

⑤国からの補助の財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、裁量的な補助金と位置づけられている。また、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か、検討の必要がある。

⑥放課後こどもプラン（留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設げ、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策）を推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ（人員配置や専用スペースの基準等）をどうしていくか、検討の必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

○放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、全国横断的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。

○量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。

○大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。

　その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。

○子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようしていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘などを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。

　その際、大幅な量的拡充を図っていく過程であることや事業実施の柔軟性といった観点も併せ考える必要がある。

　また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。

○以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ（市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等）及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール（※）が必要となると考えられることに留意が必要である。

※他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度（保育の場合は保育にかけるか否かの判断）、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

○放課後児童クラブと放課後こども教室との間の関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後こどもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。

学童保育の運営に営利企業はなじまない
「ハッピースマイル問題」についての見解

2009年１月10日　埼玉県学童保育連絡協議会

１.「ハッピースマイル問題」とは何か？

首都圏を中心に「ハッピースマイル」の名称で保育所や学童保育等を29カ所を運営していた「株式会社エムケイグループ」が資金繰りの悪化による経営難で10月末に倒産し全施設を閉鎖。子どもたちが一時路頭に迷う大きな事件が起こりました。保護者には１枚のＦＡＸをもって10月末日に「本日をもって閉鎖」を伝えるという極めて無責任な対応でした。

学童保育については埼玉県内ではさいたま市で今年４月から３カ所、飯能市で１カ所をそれぞれ市から業務委託する形で実施していました。児童数は計76名でした。

事件後、さいたま市は、社会福祉事業団や近隣の民間学童保育で運営を引き継ぐなどして対応。また、飯能市では市内6カ所を運営している学童クラブの会として急遽11月２日に入所説明会を行うなどして受け入れた他、市としても学区に学童保育のない校区の児童を急遽受け入れて対応するなどして、大事には至りませんでした。

同社は1994年に朝霞市内でＯＡ機器販売会社として創業し、2003年から保育所の運営事業を開始、近年は９割が保育所運営だったそうです。倒産の原因は別事業のＯＡ機器事業の受注減少にあった（『週間アエラ』2008年11月17日号）とのことです。

その後の報道で、さいたま市から同社に先払いされていた11月と12月の委託料301万円（学童保育事業2カ所以外に病児保育事業1カ所も含む）について、市が返金を求めたが、「連絡が取れなくなり、回収困難」とのことです（12月17日付け『埼玉新聞』）。

２.「ハッピースマイル問題」の背景にあるもの

認可保育所の運営に企業などが参入できるように規制緩和されたのが2000年。その結果、保育と無関係な様々な民間企業が参入してきました。エム社も同様でした。

学童保育においては県内では、指定管理者制度によって2004年に和光市で株式会社が１カ所、指定を受けました。また、指定方法に公募を採用している自治体ではいくつもの企業が参加しています。総務省調査によると、2006年度に指定管理者制度に移行した全国で約６万件以上の施設のうち、指定管理者制が民間企業は11％でしたが、指定取り消し事例に占める民間企業の割合は50％と極めて高いものでした。

これらの背景には、1990年代から「官から民へ」「社会福祉基礎構造改革」のスローガンのもとで、これまで公立や社会福祉法人運営を原則にしてきた社会福祉分野への民間営利企業の参入を許してきた政府の政策が根本にあります。

３．改めて、学童保育とは何か？事業の運営主体として求められること

学童保育は共働き、母子父子家庭の子どもたちの放課後を継続的に保障することを通して、その保護者の労働と生活を守る役割を持つ施設です。その役割から運営主体に求められる性格があります。

１つは、入所した児童がほぼ３年間ないし６年間、継続してその学童保育に通って来て、指導員を介して他の子どもたちの人間関係を育んでいきます。運営主体には**継続性・安定性**が求められます。

２つは、そもそも学童保育など福祉事業に関わる経費の８～９割が職員・労働者の人件費であり、営利を追求すれば、当然それは人件費にしわ寄せがいきます。指導員は学童保育のカナメであり、そこにしわ寄せが行くことは学童保育の崩壊につながります。運営主体には**非営利性**が求められます。

３つには、学童保育は、子どもが、自分自身の足（意志）で通ってきたくなる場所でなくてはなりません。指導員はそのために豊かな遊び及び生活をつくり、子どもとの信頼関係、友達との関わりづくりを進めています。誰でも大人がいさえすれば成立する事業ではありません。**専門性**が求められます。

４．提言　学童保育の運営に営利企業はなじまない

今回の事件は、保育や学童保育等の福祉への企業参入の危うさを明瞭に示しました。同時に、企業参入を促してきた国や自治体の責任も問われます。

学童保育事業（放課後児童健全育成事業）はもともと法令上、企業参入を排除していないこと（※下記「参考」参照）が根本的な問題と言えます。しかし、実際に行われている学童保育の役割と事業の性格から考えて、この事業は、本来、公的責任において実施されるべきであり、民間企業を参入させるべきではないと、改めて訴えたいと思います。

同様に、埼玉県下で年々、広がりを見せている「指定管理者制度」についても、企業参入を前提としている点で同様の問題を持つものであり、学童保育事業とは相容れないと訴えたいと思います。

【※参考】

□児童福祉法第34条の７　市町村、社会福祉法人**その他の者**は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

□埼玉県放課後児童健全育成事業実施要綱

２　実施主体　本事業は、法第34条の７の規定に基づき、市町村、社会福祉法人**その他の者**（以下「市町村等」という。）が、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）の定めるところにより行うものとする